

事務局責任者協会 協会だより

2022. 7

Vol. 30

発行 千葉県中小企業団体
事務局責任者協会

千葉市中央区富士見2丁目
22番2号
千葉中央駅前ビル3階
千葉県中小企業団体中央会
経営支援部内
TEL 043-306-3282
FAX 043-227-0566

第15回通常総会

令和4年2月28日(月)、三井ガー
デンホテル千葉 4階「天平」におい
て、本協会の第15回通常総会を開催し
ました。

総会では、第1号議案・令和3年度
事業報告及び決算報告承認の件、第2
号議案・令和4年度事業計画(案)及
び収支予算(案)承認の件、第3号議
案・会費の額及び徴収方法決定の件、
第4号議案・任期満了に伴う役員改選
の件、以上4件の議案について、満場
一致により可決決定されました。

第15回通常総会は、新型コロナウイルス
の感染拡大を踏まえ、感染防止対
策(1名掛けの徹底によるソーシャル
ディスタンスの確保、会場入口でのア
ルコール消毒、検温のご協力、マスク
着用のご協力、書面議決書や委任状の
活用)をとった上での開催となりました。

皆様のご協力のもと、円滑な総会運



第14回 通常総会

営をすることができました。改めて御
礼申し上げます。

なお、本総会終結時に役員任期が
満了となり、指名推選の方法により役
員改選を行い、理事会にて会長・副会
長が選任されました。

新執行部体制は以下のとおりです。
会長・渡辺 勉

(千葉県工業団地協同組合)

副会長：家村 吉隆

(協同組合東金ショッピングセンター)

副会長：長橋 敏男

(流山工業団地協同組合)

理事：鈴木 康夫

(千葉県電気工事工業組合)

理事：相川 睦雄

(ふなばしインタックス協同組合)

理事：泉水 宏次

(千葉県自動車整備商工組合)

理事：伊藤 利和

(木更津総合卸商業団地協同組合)

理事：三浦 幸二

(茂原卸商業団地協同組合)

理事：小林 正和

(協同組合千葉県鐵骨工業会)

理事：中島 秀幸

(千葉県測量設計補償協同組合)

理事：田中 正明

(千葉県消防設備協同組合)

理事：山本 一也

(船橋機械金属工業協同組合)

理事：監物 一雄

(千葉県セメント卸協同組合)

理事：青木 朋美

(千葉県室内装飾事業協同組合)

理事：海保 智男

(千葉県中央電気工事業協同組合)

理事：鈴木 誠一

(臼井ショッピングセンター協同組合)

理事：吉岡 直美

(千葉県貿易協同組合)

理事：篠原 敏洋

(千葉県電機商業組合)

理事：山下 明美

(千葉県自動車車体整備協同組合)

理事：鹿内 均

(野田工業団地協同組合)

監事：山岡 春夫

(千葉県醤油工業協同組合)

監事：太田 大介

(千葉県コンクリート製品協同組合)

相談役：檜貝 孝二郎

(千葉県貿易協同組合)

以上の新執行部体制で協会事業を運
営してまいります。会員皆様におかれ
ましては、引き続きお力添えいただき
ますようお願い申し上げます。

ご案内・お願い

本協会のHPの会員名簿ページに、
コメント欄を設けました。PRしたい
ことやご案内、組合紹介等を記載でき
るようしておりますので、ぜひ、ご
活用ください。

ご協力お願い申し上げます。

組合運営・企業経営研究会

令和4年3月10日(木) 三井ガー
 デンホテル千葉3階「平安・東」に
 おいて、「組合運営・企業経営研究会」
 を開催しました。今回は、「中小企業
 にとつてのSDGs(基礎)」中小
 企業が取り組むべき理由」と題し
 て、岡部技術士事務所 代表 岡部
 信也先生にご講演いただきました。

【講演内容】

初めに、SDGsの基本について
 説明されました。「SDGs」とは、
 国連で採択された持続可能な社会を
 目指す開発目標であり、持続可能な
 世界を実現するための17のゴールと
 169のターゲットから構成され、地球
 上の誰一人として取り残さないこと
 を誓っているものです。SDGsは
 発展途上国のみならず、先進国自身
 も取り組むものであり、日本として
 も政府をはじめ積極的に取り組んで
 います。近年は、SDGsの認知
 度も高まり、社会・企業・経済それ
 ぞれの活動において重要視されてい
 る部分も見受けられるようになって
 いると説明されました。

そして、具体的に中小企業の目
 線でSDGsをどのように捉える
 べきか説明されました。SDGs
 は社会貢献やボランティアという
 位置づけで考えられがちですが、
 中小企業が取り組むことで様々な
 メリットがあります。近年では、
 SDGsに絡めた新たな取り組み
 (新規事業の展開)により、事業の
 拡大や企業価値の向上につながる
 ケースも多くみられています。さ
 らに、現状ではあまり見られてい
 ませんが、今後、海外企業をはじめ、
 大企業との取引をしていく上で、
 SDGsは必須の項目になること
 も予想されています。取引の継続
 や新たなチャンスを掴むためにも
 企業として積極的に取り組んでい
 く必要があるといえると説明され
 ました。補足として、まずはSD
 Gsの意識づけを従業員全体に広
 めるためにも、取り組みやすい(ス
 タートしやすい)項目について紹
 介されました。

2-4 中小企業における、SDGsの活動

☆ここから、スタート!、SDGsの活動!!

~各会社・職場で、取り組めること・やってみたいことはございませんか?~

- 育児や介護を支援する制度を積極的に取り入れる。
- 水道やトイレの水の流し過ぎに注意する。
- 電気をつけっぱなしにせず、スイッチをこまめに切って節電をする。
- エアコンの温度を、夏は高め、冬は低めに設定する。
- 結果的に、途上国の人を慮ることに繋がる経済活動をしない。
- 従業員にサービス残業をさせず、休暇もきちんと取得させる。
- 成長期待できる、中小企業を目指す(又は、支援・投資する)。
- 世界の人々に役立つようなデータを積極的に公表する。
- 地球温暖化防止・環境保全に必要な、経済活動・行動をする。

当日資料抜粋

その後、岡部氏の専門分野であ
 る「エネルギー」に関連する分野
 について、実際に企業支援してき
 た事例を紹介し、補助金・助成金
 の案内及び効果的な活用方法につ
 いて説明され、講演会を終了しま
 した。

講演会終了後、千葉県総合企画
 部 政策企画課様より、情報提供
 として、「ちばSDGsパートナー
 登録制度」について、ご紹介いた
 できました。

「ちばSDGsパートナー登録制
 度」とは、県内企業等におけるS
 DGs推進の機運を醸成するとと

もに、具体的な取組を後押しする
 ことを目的に創設された制度です。
 対象は、千葉県内に事務所等を
 置く企業、団体、教育機関、学校
 法人、特定非営利活動法人、個人
 事業主等となります。
 要件は、(1) 環境・社会・経済
 の3側面において、具体的な取組
 を推進すること。(2) 各取り組み
 について、具体的な目標が設定さ
 れていること。(3) 登録を受けよ
 うとする者が暴力団員等に該当し
 ないこと。の3点となります。

ちばSDGsパートナー登録制度の 周知にご協力をお願いします!

お問い合わせ

千葉県 総合企画部 政策企画課
 TEL 043-223-2440
 E-mail kityo03@mz.pref.chiba.lg.jp



ちばSDGs

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/sdgs/sdgs-tourou.html>

当日資料抜粋

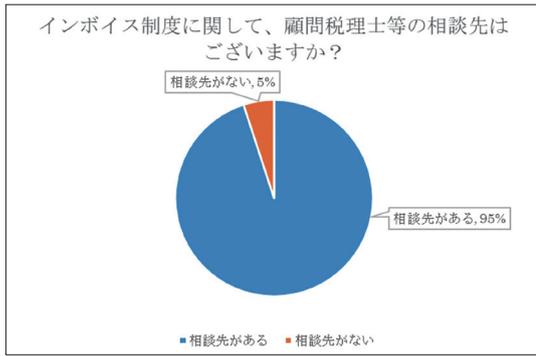
アンケート結果について

この度は、お忙しい中アンケートにご協力いただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

多くの会員様からご回答いただいたアンケート結果は以下のとおりです。

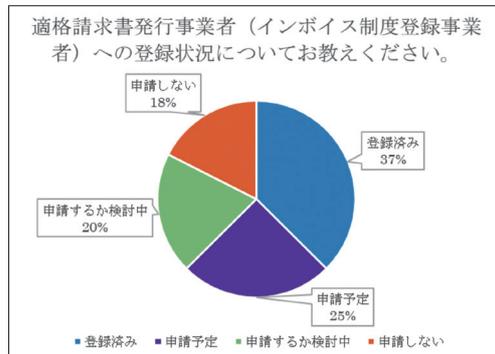
1. インボイス制度に関して、顧問税理士の相談先はございますか？

相談先がある 95%
相談先がない 5%



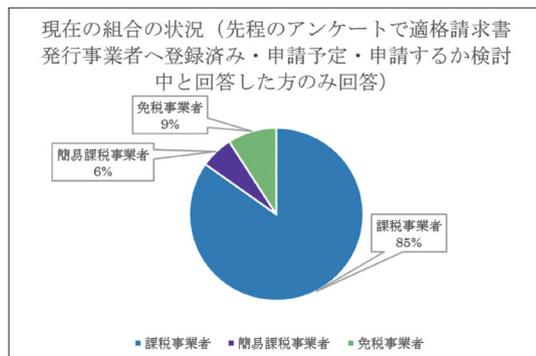
2. 適格請求書発行事業者（インボイス制度登録事業者）への登録状況について教えてください。

登録済み 37%
申請予定 25%
申請するか検討中 20%
申請しない 18%



3. 現在の組合の状況について（アンケートで適格請求書発行事業者へ登録済み・申請予定・申請するか検討中と回答した方のみ）

課税事業者 85%
簡易課税事業者 6%
免税事業者 9%



4. インボイス制度への対応状況について、すでに行っていることがありましたら教えてください。

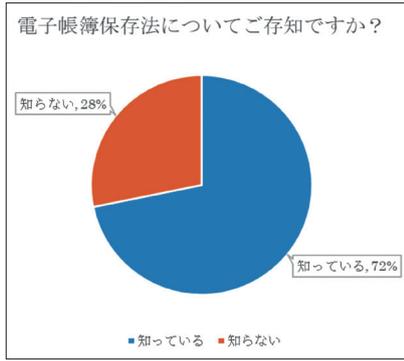
- ・適格請求書発行事業者の登録、番号を取得。
- ・今後、取引先へのアンケート調査を予定。
- ・請求書、領収書等の様式の変更を検討。
- ・オンラインシステムの変更

5. インボイス制度導入により、懸念していることがございましたら記入ください。

- ・会計処理の煩雑化、事務処理の複雑化を懸念している。
- ・適格請求書発行事業者の登録の有無により、組合員との取引ができなくなる（減少する）可能性があるのではないか不安である。
- ・システム（会計ソフト等）の変更が必要となり、全体的に200万円程度の費用が発生する。

アンケート結果によると申請予定を含む62%の組合が適格請求書発行事業者に登録をするという結果になりました。一方で、顧問税理士等との相談の結果申請しないと判断された組合も18%という結果でした。

6. 電子帳簿保存法をご存知ですか？



- ・請求書等に登録番号を記載するタイミングが難しい。(年度当初、令和5年10月、試験運用期間を設けるため今年度から、等)
- ・仕訳伝票等に登録番号の入力が必要となるのであれば、事務手続きが煩雑になることが懸念される。
- ・組合員には、課税事業者、免税事業者それぞれが存在するため、税込金額と税抜金額での支払いをする必要がある。その際に、金額の差に関して組合員から理解を得られるか懸念している。
- ・事務局先行で導入する予定であるが、問題及び課題の洗い出しができておらず、不安が大きい。

電子帳簿保存法については、72%の方々から知っていると回答いただきました。一方で、本法律・制度を知らないと回答された方も28%いらっしゃいました。

7. 電子帳簿保存法について、取り組んでいることや今後取り組もうとしていることはございますか？

(電子帳簿保存法について知っていると回答した方へのみの回答)

- ・電子帳簿等のデータ保存
- ・スキャナ保存
- ・電子取引情報のデータ保存
- ・事務処理規程の作成
- ・事務局がセミナーに参加し、組合員へ周知を図る予定
- ・具体的な対応は検討中であるが、今後に備えスキャナ機能も兼ね備えた複合機を導入
- ・組合でセミナー、研修会を開催予定
- ・組合員に対して制度の周知
- ・会計業務委託先の会計事務所と対応協議中
- ・当面の間は、電子帳簿へ切り替えの予定なし
- ・電子機器等の導入は検討中
- ・制度は知っているが、対応はしていない(できていない)。

・会計士推進の会計ソフトを使用しているが法律や制度の内容は理解できていないため、会計士の指示に基づき事務処理をしている。

電子帳簿保存法とは

※電子帳簿保存法は、納税者の国税関係帳簿書類の保存に係る負担の軽減等を図るために、その電磁的記録等による保存等を容認しようとするものです。納税者における国税関係帳簿書類の保存という行為が申告納税制度の基礎をなすものであることに鑑み、適正公平な課税の確保に必要な一定の要件に従った形で、電磁的記録等の保存等を行うことが条件とされています。また、所得税法及び法人税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められていますが、同様の取引情報を電子取引により授受した場合には、この注文書、領収書等の原始記録の保存が行われない結果となりかねない状況にあつたため、電子帳簿保存法において、新たに電子取引により授受した取引情報について保存義務が設けられています。令和3年度の税制改正では、経済社会のデジタル化

を踏まえ、經理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の手続き及び要件について抜本的な見直しが行われ、電子取引により授受した取引情報の保存方法等についても見直しが行われています。(電子帳簿保存法一問一答…令和3年7月…国税庁より抜粋)

アンケートの結果は、以上となりまして。ご回答いただきありがとうございます。

今回のアンケート結果の共有で、会員同士の情報共有及び取り組み事例を知るきっかけとなれば幸いです。

最後になりますが、今年度においては、会員相互の交流が以前にも増してできるような体制を整えられればと考えております。各種事業においても、視察や忘年会、セミナー等について、社会情勢・経済情勢に留意しつつ、実施できるよう活動していく所存です。引き続き、本協会の事業推進につきまして、ご協力のほどお願い申し上げます。

千葉県中小企業団体事務局責任者協会
事務局 稲葉